

が楽しめる施設として活用します。

- (6) 70歳以上（理由により65歳以上も対象）の高齢者世帯や独居老人を対象とした、相互扶助の精神に立った「除雪支援制度」の充実に努めます。
- (7) 出生祝金制度を継続し、さらに、第3子以降の子どもに対する各種支援策の検討とともに、町内民間企業や商店等にも協力を呼びかけ、定住化・子育て支援をまちぐるみで展開していきます。
- (8) 安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、保育所施設の改修を進めるとともに、平日に加え、土日、祝日にも対応できる一時保育、子育て支援の充実に努めます。
- (9) 早来地区にも児童館を建設することにより、子育てを支援していきます。
- (10) 町内循環バスの導入については、町民の足を確保するため、巡回対象地域と利用対象者の見直しを実施します。なお、デマンド交通の運行については、必要性を含め今後検討していきます。
- (11) ディサービスセンターの改修を図るとともに通院移送サービスの充実に努めます。
- (12) 町民が福祉ボランティアなどの資格を取得するに当たって必要となる経費を支援していきます。なお、その財源として、社会福祉基金を活用します。
- (13) 安全な暮らしに向け、ハザードマップの作成着手と防災行政無線等の全戸設置を検討します。
- (14) 早来地区消防庁舎の老朽化に伴う整備、改修を推進していくとともに、老朽化した消防ポンプ車両の更新を図ります。

5 信頼されるまちづくり…（情報公開・コミュニケーション）

私は、前段でも申し上げましたが、町づくりの原点は町民のみなさまであり、地域における住民と行政、企業などがそれぞれ同じ立場で共通の認識と理解を示し、力と心をあわせて自分の足で成り立っていけるように、地域の強い土台づくりが必要であると考えます。

それには、行政に任せておけば良いという考え方ではなく、自分たちの町は自分たちで作るという気概と高い理想を町民一人ひとりが持ち、それ

ぞれの自治意識を高めていく必要があります。

地方主権型社会の確立を目指し、行政と住民の役割分担を明確にした「まちづくり基本条例（仮称）」を制定するとともに、第一次行政改革大綱の策定に併せた行政評価システムの構築などにより、行政の透明性と効率化を進めていきます。

また、住民と行政等の共通認識を図る上で、住民に対しての情報の共有化や住民が町の施策に関わりを持てるような、住民が参加できる機会を確保する仕組みづくりのため、町長室の開放や町長ホームページの開設などの方策を講じていきます。

さらに、町民との協働のまちづくりを進めるため、「安平町の未来（あした）を考える会（仮称）」を設置し、町民の町政参加の機会を広く提供していきます。

主要施策

- (1) 公約及び合併時の新町まちづくり計画との整合性を図った「安平町総合計画」を職員の手作りにより策定していきます。
- (2) 安平町の未来に向けた均衡ある発展と住民の一体感の醸成を図るため、「安平町ふれあい基金」を創設します。
- (3) 地方分権の推進を図るため、「行政評価システム」の導入、「政策法務委員会」の設置、「まちづくり基本条例（仮称）」の制定を進めていくとともに、まちづくりを推進する「町づくりマスター制度（仮称）」を創設します。
- (4) わかりやすい町予算の公表等による情報の共有化と、「行政評価システム」の町民参加機会を確保した仕組みづくりを推進します。
- (5) 町民と町長との対話する機会を提供するため、「町長室の開放」や「町長ホームページの開設」などの方策を講じていきます。
- (6) 町民との情報共有を図るため、議会中継の実施はもとより重要な庁内会議についても公開を検討します。
- (7) 町内の情報化施策の充実にともに、図書のデータベース化や地理情報システムなどの検討を進めます。